

○栃木市建築基準法施行細則

平成 22 年 3 月 29 日

規則第 190 号

改正 平成 27 年 8 月 27 日規則第 48 号

平成 28 年 7 月 29 日規則第 47 号

平成 30 年 10 月 12 日規則第 42 号

令和元年 12 月 20 日規則第 26 号

令和 6 年 4 月 1 日規則第 16 号

令和 7 年 3 月 31 日規則第 25 号

令和 7 年 6 月 24 日規則第 43 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）の施行に関し、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「政令」という。）、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「省令」という。）及び栃木県建築基準条例（昭和 57 年栃木県条例第 2 号。以下「県条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(手数料の納入)

第 2 条 確認申請手数料、完了検査申請手数料、中間検査申請手数料、仮使用認定申請手数料、許可申請手数料及び認定申請手数料は、申請の際、市の発行する納入通知書により納入しなければならない。

(令 6 規則 16 ・ 一部改正)

(手数料の額)

第 3 条 前条に規定する手数料の額は、栃木市手数料条例（平成 22 年栃木市条例第 68 号）に定める額による。

(手数料の免除)

第 4 条 法第 6 条第 1 項又は第 18 条第 2 項の規定により建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）の確認を受ける建築物（法第 87 条の 4 において準用する建築設備及び法第 88 条において準用する工作物を含む。以下この項において同じ。）のうち、次に掲げるものの確認申請手数料、完了検査申請手数料及び中間検査申請手数料は、栃木市手数料条例第 1 条第 5 号の規定により免除する。

- (1) 本市が災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）又は被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）の適用を受けた災害において、当該災害により自己の所有する建築物が滅失し、又は破損したため、当該災害にあった日から 2 年以内に工事に着手する建築物
- (2) 本市が災害救助法又は被災者生活再建支援法の適用を受けていない災害において、当該災害により自己の所有する建築物が滅失し、又は破損したため、当該災害にあった日から 1 年以内に工事に着手する建築物

(3) 市が建築主である建築物

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

2 前項（第3号を除く。）の規定による免除を受けようとする者は、確認（完了検査・中間検査）申請手数料免除申請書（別記様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（令元規則26・令6規則16・令7規則25・一部改正）

（確認申請書に添える図書又は書面）

第5条 省令別記第2号様式による確認の申請書には、省令第1条の3又は第3条に規定する図書又は書類のほか、次に掲げる図書又は書面を添えなければならない。

(1) 法及び政令の規定により許可を要する建築物については、当該許可を証する書類の写し

(2) 工場の用途に供する建築物については、工場調書（別記様式第2号）

(3) 危険物の貯蔵又は処理を行う建築物については、危険物に関する調書（別記様式第3号）

(4) 高さが2メートルを超えるがけに接し、又は近接する建築物であるときは、がけの上下端から当該建築物までの水平距離、がけの形状、擁壁の構造等を明示した図書又は書面

(5) 法第31条第2項に規定するし尿浄化槽を設置するときは、し尿浄化槽仕様書（別記様式第4号）

(6) 前各号に掲げるもののほか、建築主事等がその都度必要と認めて指示するもの

（令6規則16・一部改正）

（許可申請書に添える図書又は書面）

第6条 省令第10条の4第1項及び第4項の市長が定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。

(1) 付近見取図（法第48条、第51条、第52条、第55条、第56条の2及び第59条の2に関するものは、付近100メートル以内の見取図）

(2) 配置図（法第48条、第51条、第52条及び第59条の2に関するものは、敷地周辺の家屋、その居住者の住所及び氏名並びに土地の所有者の住所及び氏名を記入した配置図）

(3) 各階平面図

(4) 2面以上の立面図及び断面図（法第43条第2項第2号の規定による許可申請の場合にあっては、2面以上の立面図）

(5) 日影図（法第56条の2の規定による許可申請の場合に限る。）

(6) 工場調書（工場の用途に供する建築物の場合に限る。）

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

（平30規則42・一部改正）

（認定申請書に添える図書又は書面）

第7条 省令第10条の4の2第1項の市長が定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。

(1) 付近見取図

(2) 配置図

- (3) 各階平面図
- (4) 2面以上の立面図及び断面図（法第43条第2項第1号の規定による認定申請の場合にあっては、2面以上の立面図）
- (5) 日影図（法第55条第2項及び第86条の6第2項の規定による認定申請の場合に限る。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
（平30規則42・一部改正）
（対象区域内の各建築物の位置及び構造に関する計画書）

第8条 省令第10条の16第2項第3号の市長が定める図書は、省令第10条の18の計画書とする。

（省令第10条の23第6項の図書及び書類）

第8条の2 省令第10条の23第6項の市長が定める図書及び書類は、法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書とする。

（平27規則48・追加）

（県条例の規定による認定申請）

第9条 県条例第7条第3号、第13条第5号、第14条第3項、第21条、第22条、第33条第2号又は第37条第3号の規定により認定を受けようとする者は、認定申請書（別記様式第5号）正本及び副本に、次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図
- (3) 各階平面図
- (4) 2面以上の立面図
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

（平27規則48・平30規則42・一部改正）

（計画変更）

第10条 法、政令、省令、県条例及びこの規則により許可又は認定を受けた建築物、建築設備又は工作物の計画を変更しようとする場合は、改めて許可又は認定を受けなければならない。ただし、市長が必要でないと認める場合は、この限りでない。

（令6規則16・一部改正）

（計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更）

第10条の2 建築主は、確認を受けた建築物、建築設備又は工作物の工事完了前に省令第3条の2の規定による計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更があった場合は、軽微な変更届（別記様式第6号）に計画の変更に係る図書を添えて、建築主事等に提出しなければならない。

（令7規則25・追加）

（工事監理者の設定）

第11条 建築主は、法第5条の6第4項の規定により工事監理者を定めた場合には、工事監理者（工

事施工者）設定届（別記様式第7号）を建築主事等（法第4条第7項に規定する大規模建築物に係るものにあつては、建築主事。第12条から第14条までにおいて同じ。）に提出しなければならない。ただし、省令第1条の3の規定による確認申請書に工事監理者を記載した場合は、この限りでない。

（平27規則48・令6規則16・令7規則25・一部改正）

（工事施工者の設定）

第12条 建築主は、省令第1条の3又は第3条の規定による確認申請書に工事施工者を記載しなかった場合においては、工事着手までに工事監理者（工事施工者）設定届を建築主事等に提出しなければならない。

（令6規則16・令7規則25・一部改正）

（建築主等の変更）

第13条 確認等を受けた建築物、建築設備又は工作物で、その建築主、設置者又は築造主（以下「建築主等」という。）を工事完了前に変更した場合は、建築主等変更届（別記様式第8号）の正本及び副本に確認済証、許可通知書又は認定通知書（以下「確認済証等」という。）を添えて、市長又は建築主事等に提出しなければならない。工事監理者又は工事施工者に変更があつた場合も、同様とする。

（令6規則16・令7規則25・一部改正）

（工事の取りやめ等）

第14条 建築主等は、確認等の申請をした後に当該申請を取り下げようとする場合は、取下げ届（別記様式第9号）を市長又は建築主事等に提出しなければならない。

2 建築主等は、確認等の通知を受けた後に当該工事を取りやめる場合は、工事取りやめ届（別記様式第10号）に確認済証等を添えて、市長又は建築主事等に提出しなければならない。

（令6規則16・令7規則25・一部改正）

（違反建築物に対する措置）

第15条 法第9条第13項の規定による公示は、標識（別記様式第11号）を設置して行うものとする。

（令7規則25・一部改正）

（保安上危険であり、又は衛生上有害である建築物に対する措置）

第16条 前条の規定は、法第10条第2項の措置を命ずる場合に準用する。

（特定建築物の定期報告）

第17条 法第12条第1項の規定により市長が指定する特定建築物は、次に掲げるものとする。

- (1) ホテル又は旅館の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの（政令第16条第1項に規定する建築物を除く。）
- (2) 法別表第1（い）欄（四）項の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以上のもの（政令第16条第1項に規定する建築物を除く。）
- (3) 事務所その他これに類する用途に供するもの（法第6条第1項第1号に掲げる建築物を除き、

階数が5以上のものに限る。)で、延べ面積が1,000平方メートルを超えるもの

- 2 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件(平成20年国土交通省告示第282号)第2の規定により付加する法第12条第1項の規定による調査の項目、方法及び結果の判定基準は、別表のとおりとする。
- 3 法第12条第1項(法第88条第1項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による報告の時期として省令第5条第1項の規定により市長が定める報告の時期は、次によるものとする。
 - (1) 政令第16条第1項に規定する建築物(同項第1号、第2号、第3号及び第5号に係るもの(下宿、共同住宅又は寄宿舍の用途に供するものを除く。))に限る。)並びに第1項第1号及び第2号に掲げる特定建築物については、前回の報告の日の属する月(初回については、法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月)から起算して2年を超えない10月1日から11月30日までとし、その報告の以後については、2年ごとの10月1日から11月30日まで
 - (2) 政令第16条第1項に規定する建築物(同項第3号に係るもの(下宿、共同住宅又は寄宿舍の用途に供するものに限る。))及び同項第4号に係るものに限る。)及び第1項第3号に掲げる特定建築物については、前回の報告の日の属する月(初回については、法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月)から起算して3年を超えない10月1日から11月30日までとし、その報告の以後については、3年ごとの10月1日から11月30日まで
- 4 法第12条第1項の規定による定期報告は、省令別記第36号の2様式の定期調査報告書により報告しなければならない。
- 5 法第12条第1項の規定による報告は、報告期日前3月以内に調査し、又は検査したものでなければならない。

(平28規則47・令7規則43・一部改正)

(特定建築設備等の指定及び定期報告)

第18条 法第12条第3項の規定により市長が指定する特定建築設備等は、次に掲げるものとする。

- (1) 小荷物専用昇降機で法第6条第1項第1号及び第2号に掲げる建築物に設けるもの(政令第16条第3項第1号に掲げる昇降機を除く。)
 - (2) 防火設備のうち、前条第1項各号に掲げる特定建築物に設けるもので、随時閉鎖又は作動をできるもの(防火ダンパーを除く。)
- 2 法第12条第3項(法第88条第1項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による報告の時期として省令第6条第1項又は第6条の2の2第1項の規定により市長が定める報告の時期は、次によるものとする。
- (1) 政令第16条第3項第1号に掲げる昇降機及び前項第1号に掲げる小荷物専用昇降機について

は、前回の報告の日の属する月（初回については、法第7条第5項又は第7条の2第5項（これらの規定を法第87条の4において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月）に相当する1年ごとの月

(2) 政令第16条第3項第2号及び前項第2号に掲げる防火設備については、前回の報告の日の属する月（初回については、法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月）から起算して1年を超えない10月1日から11月30日までとし、その報告の以後については、1年ごとの10月1日から11月30日まで

(3) 政令第138条の3に規定する昇降機等については、前回の報告の日の属する月（初回については、法第7条第5項又は第7条の2第5項（これらの規定を法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月）に相当する1年ごとの月

3 法第12条第3項の規定による定期報告は、省令別記第36号の4様式、第36号の8様式又は第36号の10様式の定期検査報告書により報告しなければならない。

4 法第12条第3項の規定による報告は、報告期日前3月以内に調査し、又は検査したものでなければならない。

（平28規則47・令7規則25・令7規則43・一部改正）

（工程報告）

第19条 法第6条第1項第1号及び第2号に掲げる確認を受けた建築物の工事監理者は、当該工事が次の各号のいずれかに該当する工程に達したときは、工程報告書（別記様式第12号）を建築主事等に提出しなければならない。

(1) 耐火被覆が完了したとき。

(2) 防火区画が完了したとき。

(3) 政令第70条の被覆が完了したとき。

(4) 政令第114条の界壁又は間仕切壁が完了したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、建築主事等が指示する工程が完了したとき。

（令6規則16・令7規則25・一部改正）

（施工状況等報告）

第20条 法第12条第5項の規定に基づく報告は、別記様式第13号による報告書に必要な書類を添えて、市長、建築主事等又は建築監視員に提出しなければならない。

（令6規則16・令7規則25・一部改正）

（既存不適格建築物の報告）

第21条 法第86条の7の規定による既存の建築物に対する制限の緩和を受けようとする者は、既存不適格調書（別記様式第14号）を建築主事等に提出しなければならない。

（令7規則25・一部改正）

（予定道路の指定等）

第22条 法第42条第1項第4号の規定による道路の指定を受けようとする者は、道路指定（変更・廃止）申請書（別記様式第15号）正本及び副本に、次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 付近見取図
- (3) 区域図
- (4) 道路法（昭和27年法律第180号）による道路にあつては区域の決定を行った公告の写し、その他の道路にあつては事業の認可書の写し
- (5) 事業執行の計画書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の申請に基づいて道路を指定する場合は、文書により申請者に通知し、かつ、その旨を公告するものとする。

3 前2項の規定は、指定を受けた道路を変更し、又は廃止しようとする場合に準用する。この場合において、申請者は、前項の規定による通知書を添付するものとする。

（令7規則25・一部改正）

（道路の位置指定等）

第23条 法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を受けようとする者は、道路位置指定（変更・廃止）申請書（別記様式第16号）正本及び副本に、次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 道路位置指定（変更・廃止）申請図（別記様式第17号）
- (2) 承諾者の印鑑証明書
- (3) 最近の土地の全部事項証明書（登記簿謄本）及び公図の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 前条第2項の規定は、道路の位置の指定について準用する。

3 前条第3項の規定は、位置の指定を受けた道路を変更し、又は廃止しようとする場合に準用する。

（令7規則25・一部改正）

（建蔽率の緩和）

第24条 法第53条第3項第2号の規定により、市長が指定する敷地は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第42条の道路により内角120度以内の角地となる場合で、その敷地の周辺の3分の1以上がその道路に接するもの
- (2) 法第42条の道路に挟まれた敷地で、その敷地の周辺の3分の1以上がその道路に接するもの
- (3) 公園、広場、水面その他これらに類するものに接する敷地で、前2号に準ずると認められるもの

（平30規則42・一部改正）

(垂直積雪量)

第25条 政令第86条第3項の規定により市長が定める垂直積雪量は、30センチメートルとする。

(建築物の後退距離の算定の特例)

第26条 政令第130条の12第5号の規定により市長が定める建築物の部分は、当該建築物の敷地内の建築物の一部で、法第44条第1項第4号の規定による許可を受けた公共用歩廊その他政令第145条第2項に規定する建築物に接続して一体的に建築する部分とする。

(指定確認検査機関による市長への通知)

第27条 指定確認検査機関は、建築主、設置者若しくは築造主の変更、確認を受けた建築物、建築設備及び工作物の全部若しくは一部の工事の取りやめ、完了検査若しくは中間検査の申請の取下げ又は工事監理者若しくは工事施工者の設定若しくは変更の届出を受けたときは、その旨を市長に通知しなければならない。この場合においては、それぞれ第11条、第12条、第13条又は第14条の規定による届出があったものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年3月29日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の栃木市建築基準法施行細則（平成14年栃木市規則第2号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成27年規則第48号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年規則第47号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の栃木市建築基準法施行細則（以下「新細則」という。）第17条第1項第3号に掲げる建築物に関する建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による報告（平成28年6月1日（以下「基準日」という。）の直後の時期に係るものに限る。）については、新細則第17条第2項第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第16条第1項に規定する建築物（同項第3号に係るもの（児童福祉施設等の用途に供するものに限る。）に限る。）で、基準日において現に存するものに関する法第12条第1項の規定による報告に対する新細則第17条第2項第1号の規定の適用については、平成30年11月30日までの間は、同号中「前回の報告の日の属する月（初回については、法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の交付

を受けた日の属する月) から起算して2年を超えない10月1日から11月30日まで」とあるのは、
「平成30年10月1日から11月30日まで」とする。

- 4 政令第16条第1項に規定する建築物(同項第3号に係るもの(下宿、共同住宅又は寄宿舍の用途に供するものに限る。)及び同項第4号に係るものに限る。)で、基準日において現に存するものに関する法第12条第1項の規定による報告に対する新細則第17条第2項第2号の規定の適用については、平成30年11月30日までの間は、同号中「前回の報告の日の属する月(初回については、法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月) から起算して3年を超えない10月1日から11月30日まで」とあるのは、「平成30年10月1日から11月30日まで」とする。
- 5 政令第16条第3項第1号に掲げる昇降機(特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件(平成12年建設省告示第1413号)第1第9号及び第10号に掲げる昇降機に限る。)で、基準日において現に存するものに関する法第12条第3項の規定による報告に対する新細則第18条第2項第1号の規定の適用については、平成29年5月31日までの間は、同号中「前回の報告の日の属する月(初回については、法第7条第5項又は第7条の2第5項(これらの規定を法第87条の2において準用する場合を含む。))の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月)に相当する1年ごとの月」とあるのは、「平成28年6月から平成29年5月までの任意の月」とする。
- 6 政令第16条第3項第1号に掲げる昇降機(小荷物専用昇降機に限る。)及び新細則第18条第1項第1号に掲げる小荷物専用昇降機(平成26年6月1日から平成29年5月31日までの間に法第7条第5項又は第7条の2第5項(これらの規定を同法第87条の2において準用する場合を含む。))の規定による検査済証の交付を受けたものに限る。)に関する法第12条第3項の規定による報告に対する新細則第18条第2項第1号の規定の適用については、平成31年5月31日までの間は、同号中「については、前回の報告の日の属する月(初回については、)」とあるのは「については、」と、「」に相当する1年ごと」とあるのは「に相当する2年後」とする。
- 7 政令第16条第3項第2号及び新細則第18条第1項第2号に掲げる防火設備(基準日において現に存するもの又は基準日から平成29年5月31日までの間に法第7条第5項若しくは第7条の2第5項の規定による検査済証の交付を受けたものに限る。)に関する法第12条第3項の規定による報告に対する新細則第18条第2項第2号の規定の適用については、平成30年11月30日までの間は、同号中「前回の報告の日の属する月(初回については、法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月) から起算して1年を超えない10月1日から11月30日まで」とあるのは、「平成30年10月1日から11月30日まで」とする。

附 則 (平成30年規則第42号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年規則第26号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の栃木市建築基準法施行細則第4条の規定は、令和元年10月12日以後に生じた災害で被害を受けたことにより工事に着手する建築物に係る手数料について適用し、同日前に生じた災害で被害を受けたことにより工事に着手する建築物に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則 (令和6年規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和7年規則第25号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第18条第2項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和7年規則第43号)

この規則は、令和7年7月1日から施行する。

別表 (第17条関係)

(令7規則43・追加)

	調査項目		調査方法	結果の判定基準
1 建築物 の内部	各階の主要な常時閉鎖した状態にある防火扉（以下「常閉防火扉」という。）	閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視又はこれに類する方法（以下「目視等」という。）により確認する。	物品が放置されていること等により扉の閉鎖又は作動に支障があること。
		扉の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
		扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。
		固定の状況	目視等により確認する。	扉が開放状態に固定されていること。
	常閉防火扉のうち人の通行の用に供する部分に設ける	作動の状況	扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認	防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件(昭和48年建設省告示第2563号)第

		防火扉		するとともに、必要に応じてプッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することをもって足りる。	1第1号の規定に適合しないこと。
	居室の換気		換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。	換気設備が作動しないこと。
			換気の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	換気の妨げとなる物品が放置されていること。
2 避難施設等	階段	特別避難階段	階段室又は政令第123条第3項第1号に規定する付室の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。	排煙設備が作動しないこと。
	排煙設備等	防煙壁	可動式防煙壁の作動の状況	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。	可動式防煙壁が作動しないこと。
		排煙設備	排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。	排煙設備が作動しないこと。
	その他の設備等	非常用エレベーター	昇降路又は政令第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビーの排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。	排煙設備が作動しないこと。
		非常用の照明装置	非常用の照明装置の作動の状況	各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。	非常用の照明装置が作動しないこと。

			照明の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	照明の妨げとなる物品が放置されていること。
--	--	--	------------------	-------------	-----------------------

別記様式第1号(第4条関係)

確認(完了検査・中間検査)申請手数料免除申請書

(宛先) 栃木市長		年 月 日	
		栃木市建築基準法施行細則第4条の規定により、手数料の免除を申請します。	
1	申請者(建築主) 住所・氏名		
2	代理者資格 住所・氏名 建築士事務所名		
3	敷地の地名・地番	栃木市	
4	申請理由		
5	申請部分の 延べ面積		※ 手数料の免除額
※受付印		※決裁欄	※承認欄 年 月 日 第 号

注1 ※印の欄は、記入しないこと。

2 免除を受けようとする理由を証する書類を添付すること。

3 災害により免除を受けようとする場合は、その被害状況を記した書類を添付すること。

別記様式第2号(第5条関係)

工 場 調 査						用途地域			
						地 区			
1 所在地	栃木市								
2 工場名	電話番号					3 工場主氏名			
4 業 種	金属 機械 化学 電気 ガス 土石 窯業 紡績 製材 木工 製本 印刷 食品 塗装 その他()					5 生産品目			
6 作業及び設備の概要(記入しきれないときは別紙に記入すること。)									
7 本申請による作業及び設備の概要(記入しきれないときは別紙に記入すること。)									
8 (A)区分	基 準 時 (年月日)	現 在		本 申 請 に よ る 増 減		合 計		増 加 率	
9 敷地面積									%
10 建築面積									%
11 床面積									%
12 内 訳	作 業 所								%
	事 務 所								%
	倉 庫								%
	厚生施設								%
	そ の 他								%
	合 計								%
13 原 動 機		kw 台		kw 台		kw 台		kw 台	% %
14 作業員数		人		人		人		人	%
※ 調査年月日		年 月 日			※ 調査員				

注1 (A)欄は、建築基準法施行の日又は地域・地区の指定若しくはその変更によりはじめて不適合となった場合のみ記入し、基準時の「(年 月 日)」には、その不適合となった日を記入する。

2 ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式第3号(第5条関係)

危険物に関する調書									
								用途地域	
								地区	
1	建築主住所・氏名								
2	敷地の地名・地番 栃木市								
3	建築物の主要用途								
4	危険物の主要用途								
5	施設の種類・構造								
6	常時貯蔵する場合								
品名	基準時 (年月日)		現在		本申請に よる増減		合計		増加率
									%
									%
									%
									%
									%
7	製造所又は他の事業を営む工場において処理する場合								
品名	基準時 (年月日)		現在		本申請に よる増減		合計		増加率
									%
									%
									%
									%
									%
8	備考								
※ 調査年月日		年 月 日			※ 調査員				

注 ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式第4号(第5条関係)

し尿浄化槽仕様書

				年 月 日
				住 所
				設置者 氏 名
				電話番号
				〔法人にあってはその事務所の所在地〕 及び名称並びに代表者の氏名
1 設 置 場 所 の 地 名 地 番	栃木市			
2 種 類	☐ 型式認定し尿浄化槽 (名称 認定番号) ☐ その他〔昭和55年建設省告示第1292号〕 第			
3 処 理 の 対 象	☐ し尿のみ ☐ し尿及び雑排水			
4 当該し尿浄化槽において処理するし尿等を排出する建築物の用途及び延べ面積				
5 処 理 対 象 人 員 及 び そ の 算 定 根 拠				
6 処 理 能 力 (高度処理が付加されている場合は、処理後の数値を記入すること。)	(1) 人槽及び日平均汚水量	人槽 m ³ /日		
	(2) 生物化学的酸素要求量の除去率	%		
	(3) 放流水の生物化学的酸素要求量	mg/リットル		
7 放 流 先 又 は 放 流 方 法	☐ 側溝 ☐ 河川 ☐ 湖沼 ☐ 地下浸透 ☐ その他()			
8 工事を行う予定のし尿浄化槽工事施工者の氏名又は名称、電話番号及び登録番号又は届出番号				
9 工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	10 使 用 開 始 予定年月日	年 月 日	
11 添 付 図 書	付近見取図、配置図及びし尿浄化槽の見取図			
12 その他特記すべき事項				

注 2欄、3欄及び7欄は、該当する□にレ印をすること。

別記様式第5号(第9条関係)

正

認 定 申 請 書

年 月 日				
(宛先) 栃木市長 栃木県建築基準条例(第7条第3号、第13条第5号、第14条第3項、第21条、第22条、第33条第2号、第37条第3号)の規定による認定を申請します。 この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。				
1 申請者	ア 氏名 〔 自署しない場合は、記名押印してください。 〕 イ 郵便番号 〔 法人の場合は、記名押印してください。 〕 ウ 住所 エ 電話番号			
2 設計者	ア 資格 () 建築士() 登録 第 号 イ 氏名 ウ 建築士事務所名() 建築士事務所() 知事登録第 号 エ 郵便番号 オ 所在地 カ 電話番号			
3 敷地の位置	(1) 地名	地番	栃木市	
	(2) 住居表示		栃木市	
	(3) 用途	地域		
	(4) 防火	地域		
	(5) その他の区域・地域・地区			
4 主要用途			5 工事種別	
	申 請 部 分	申請以外の部分	合 計	敷地面積との比
6 敷地面積	m ²		m ²	
7 建築面積	m ²	m ²	m ²	%
8 延べ面積	m ²	m ²	m ²	%
9 構造			10 最高の高さ	m
11 階数			12 最高の軒の高さ	m
※受付欄	※決裁欄			※認定番号欄
年 月 日				年 月 日
第 号				第 号
係員印				係員印

注 ※印及び不要の欄は、記入しないでください。



認 定 通 知 書

※栃木市指令 第 号 申請者氏名 様 年 月 日付けで申請のあった次の計画については、栃木県建築基準条 例(第7条第3号、第13条第5号、第14条第3項、第21条、第22条、第33条第2号、第37条第3 号)の規定により認定します。 年 月 日 栃木市長 印				
1 申請者	ア 氏名 イ 郵便番号 ウ 住所 エ 電話番号			
2 設計者	ア 資格 ()建築士()登録 第 号 イ 氏名 ウ 建築士事務所名()建築士事務所()知事登録第 号 エ 郵便番号 オ 所在地 カ 電話番号			
3 敷地 の 位 置	(1) 地 名 地 番	栃木市		
	(2) 住 居 表 示	栃木市		
	(3) 用 途 地 域			
	(4) 防 火 地 域			
	(5) その他の区域・地域・地区			
4 主要用途			5 工事種別	
	申 請 部 分	申請以外の部分	合 計	敷地面積との比
6 敷地面積	m ²		m ²	
7 建築面積	m ²	m ²	m ²	%
8 延べ面積	m ²	m ²	m ²	%
9 構 造			10 最 高 の 高 さ	m
11 階 数			12 最高の軒の高さ	m
※受 付 欄	※決裁欄			※認 定 番 号 欄
年 月 日				年 月 日
第 号				第 号
係員印				係員印

注 ※印及び不要の欄は、記入しないでください。

別記様式第6号（第10条の2関係）

軽微な変更届

年 月 日	
（宛先）栃木市建築（副）主事	
栃木市建築基準法施行細則第10条の2の規定により、次のとおり軽微な変更がありましたので届け出ます。	
1 届出者（建築主） 住所・氏名	
2 確認年月日・確認番号	年 月 日 第 号
3 敷地の地名・地番	栃木市
4 設計者又は工事監理者 住所・氏名 建築士事務所	（ ）建築士（ ）登録 第 号 （ ）建築士事務所（ ）登録 第 号 電話番号
5 変更の内容	
6 添付図書	
※ 受 付 印	※ 決 裁 欄

注 ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式第7号(第11条、第12条関係)

工事監理者(工事施工者)設定届

年 月 日	
(宛先)栃木市建築(副)主事	
栃木市建築基準法施行細則第11条又は第12条の規定により、工事監理者(工事施工者)を設定したので届け出ます。	
1 届出者(建築主) 住所・氏名	
2 確認年月日・確認番号	年 月 日 第 号
3 敷地の地名・地番	栃木市
4 工事監理者 住所・氏名 建築士事務所	()建築士()登録 第 号 ()建築士事務所()登録 第 号 電話番号
5 工事施工者 住所・氏名	建設業許可() 第 号 電話番号
※ 受付印	※ 決裁欄

注 ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式第8号（第13条関係）

正

建 築 主 等 変 更 届

年 月 日 栃 木 市 長 (宛先) 栃木市建築（副）主事 栃木市建築基準法施行細則第13条の規定により、次のとおり変更がありましたので届け出ます。	
1 届出者（（新）建築主） 住所・氏名	
☐ 確認 2 ☐ 許可 年月日・番号 ☐ 認定	年 月 日 第 号
3 敷地の地名・地番	栃木市
代理者 4 住所・氏名 建築士事務所名	（ ）建築士（ ）登録 第 号 電話番号 （ ）建築士事務所（ ）登録 第 号
5 変更内容 ☐ 建築主 ☐ 工事監理者 ☐ 工事施行者	変更前 住所 氏名 電話番号 変更後 住所 氏名 電話番号 変更理由
※ 受 付 印	※ 決 裁 欄

注 ※印の欄は、記入しないこと。

副

建築主等変更受理通知書

(新)建築主 様 年 月 日 栃 木 市 長 栃木市建築(副)主事 栃木市建築基準法施行細則第13条の規定による変更については、受理をしたので通知します。	
1 ☐確認 ☐許可 ☐認定 年月日・番号	年 月 日 第 号
2 敷地の地名・地番	栃木市
3 代理人 住所・氏名 建築士事務所名	()建築士()登録 第 号 電話番号 ()建築士事務所()登録 第 号
4 変更内容 ☐ 建築主 ☐ 工事監理者 ☐ 工事施工者	変更前 住所 氏名 電話番号
	変更後 住所 氏名 電話番号
	変更理由

別記様式第9号（第14条関係）

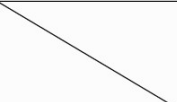
取 下 げ 届

年 月 日		
栃 木 市 長 (宛先) 栃木市建築（副）主事 次の申請を取り下げたいので、栃木市建築基準法施行細則第14条の規定により届け出ます。		
1 届出者（建築主） 住所・氏名		
2 受付年月日・番号	年 月 日 第 号	
3 確認・許可・認定年月日・番号	年 月 日 第 号	
4 代理者・工事監理者 住所・氏名 建築士事務所名	() 建築士 () 登録 第 号 () 建築士事務所 () 登録 第 号 電話番号	
5 敷地の地名・地番		
6 主要用途		
7 理由		
※ 受 付 印	※ 決 裁 欄	※ 承 認 欄

注 ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式第 10 号（第 14 条関係）

工 事 取 り や め 届

年 月 日			
栃 木 市 長 （宛先） 栃木市建築（副）主事 次の工事を取りやめたいので、栃木市建築基準法施行細則第 14 条の 規定により届け出ます。			
1	届出者（建築主） 住所・氏名		
2	確認・許可・認定 年月日・番号	年 月 日 第 号	
3	代理者・工事監理者 住所・氏名 建築士事務所名	（ ）建築士（ ）登録 第 号 （ ）建築士事務所（ ）登録 第 号 電話番号	
4	敷地の地名・地番		
5	主要用途		
6	工事種別	新築・増築・改築・移転・用途変更・ その他（ ）	
7	取りやめ内容		確認 許可 認定
		面積	面積
		面積	面積
8 取りやめ理由			
※ 受 付 印		※ 決 裁 欄	※ 承 認 欄

注 ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式第11号(第15条関係)

建築基準法による命令の公告	
建築物の所在地	栃木市
命令を受けた者 の住所・氏名	
この建築物は、建築基準法に違反しているので、同法第 条第 項の規定に 基づき 年 月 日 を命じた。	
年 月 日	
栃木市長	印
(注意)	
1 この標識は、建築基準法第9条第13項に基づき設置したものである。	
2 この標識を損壊した者は、公文書毀棄罪で罰せられることがある。	
水道 電気 ガス	水道 電気 ガス
3 水道 電気の供給を保留するよう 電気 事業者へ通知した。	

別記様式第 1 2 号（第 1 9 条関係）

工 程 報 告 書

年 月 日	
(宛先) 栃木市建築（副）主事	
栃木市建築基準法施行細則第 1 9 条の規定により報告します。	
1 報告者（工事監理者） 住所・氏名	
2 建築主住所・氏名	
3 確認年月日・確認番号	年 月 日 第 号
4 敷地の地名・地番	栃木市
5 工事施工者住所・氏名	
6 工程状況	☐ 耐火被覆 ☐ 防火区画 ☐ 準耐火構造（イ） ☐ 政令第 7 0 条の被覆 ☐ 政令第 1 1 4 条の界壁又は間仕切壁 ☐ その他（ ）
※ 受 付 印	※ 決 裁 欄

注 ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式第 13 号（第 20 条関係）

建築基準法第 12 条第 5 項の規定に基づく報告書

年 月 日 栃 木 市 長 （宛先）栃木市建築（副）主事 栃木市建築監視員 建築基準法第 12 条第 5 項の規定により報告します。 この報告書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。	
1 報告者住所・氏名	〔自署しない場合は、記名押印してください。〕 〔法人の場合は、記名押印してください。〕
2 建築主住所・氏名	
3 確認年月日・確認番号	年 月 日 第 号
4 敷地の地名・地番	栃木市
5 設計者 住所・氏名 建築士事務所	() 建築士 () 登録 第 号 () 建築士事務所 () 登録 第 号 電話番号
6 工事監理者 住所・氏名 建築士事務所	() 建築士 () 登録 第 号 () 建築士事務所 () 登録 第 号 電話番号
7 工事施工者 住所・氏名	建設業許可 () 第 号 電話番号
8 建築物の概要	
9 報告事項 （建築物の工程状況）	
※ 受 付 印	※ 決 裁 欄

注 ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式第14号（第21条関係）

既 存 不 適 格 調 書

		年 月 日				
（宛先）栃木市建築（副）主事 栃木市建築基準法施行細則第21条の規定により報告します。						
1 報告者（建築主）	住所 氏名					
2 調査者	調査年月日 年 月 日 建築士事務所名 住所 氏名					
3 既存不適格建築物敷地等の概要（敷地単位）						
工事種別						
	建築時 年月	基 準 時	現 在			
地名地番						
用途地域						
地域地区						
主要用途						
建蔽率上限						
容積率上限						
不 適 格 事 項	不適格条項	建築基準法第 条第 項第 号 建築基準法施行令第 条第 項第 号				
	不適格の理由					
	既存不適格建築物に対する制限の緩和の根拠	建築基準法第86条の7第 項 建築基準法施行令第137条の政令の範囲内である理由				
		基準時年月	基準時A 現在B	本申請による増減C 合計 D = B + C		
	基準時から の増加率 D / A	基準時の上限				
不適格部分（ ）						
4 既存不適格建築物等の概要（棟単位）（ ）棟						
着工年月日						
確認済証交付年月日・番号						
検査済証交付年月日・番号						
不 適 格 事 項	不適格条項	建築基準法第 条第 項第 号 建築基準法施行令第 条第 項第 号				
	不適格の理由					
	既存不適格建築物に対する制限の緩和の根拠	建築基準法第86条の7第 項 建築基準法施行令第137条の政令の範囲内である理由				
		基準時年月	基準時A 現在B	本申請による増減C 合計 D = B + C		
	基準時から の増加率 D / A	基準時の上限				
不適格部分（ ）						
5 当該申請に係る増改築等以前に行われた増築、改築、修繕、模様替、用途変更又は除却に係る工事（既往工事）の履歴						
1	工事種別					
	工事概要					
	確認済証交付年月日・番号					
	検査済証交付年月日・番号					
2	工事種別					
	工事概要					
	確認済証交付年月日・番号					
	検査済証交付年月日・番号					
備 考						

- 注 1 不適格部分欄には、不適格項目（延べ面積、動力、台数、容量等）について数値を記入してください。
- 2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を追加し記載するか、又は別紙に記載し添付してください。

別記様式第15号(第22条関係)

正

道路指定(変更・廃止)申請書

(宛先) 栃木市長		年 月 日	
建築基準法第42条第1項第4号の規定による道路の指定(変更・廃止)を申請いたします。 この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。			
1 申請者住所・氏名	電話番号 〔自署しない場合は、記名押印してください。〕 〔法人の場合は、記名押印してください。〕		
2 代理者住所・氏名	電話番号		
3 敷地の地名地番	栃木市		
4 関係土地地名地番			
5 工事着手年月日			
6 工事完了年月日			
※消防上次の意見を付します。 年 月 日			
※現地調査年月日			
※受付欄	※決裁欄	※指定番号	※指定年月日
		※告示番号	※告示年月日

注 ※印及び不要の欄は、記入しないでください。



道路指定(変更・廃止)通知書

※ 第 号 申請者氏名 様	
年 月 日付けで申請のあった道路の指定(変更・廃止)については、建築基準法第42条第1項第4号の規定により指定(変更・廃止)する。	
年 月 日 栃木市長 	
1 申請者住所・氏名	電話番号
2 代理者住所・氏名	電話番号
3 敷地の地名地番	栃木市
4 関係土地地名地番	
5 工事着手年月日	
6 工事完了年月日	
※意見	

注 ※印及び不要の欄は、記入しないでください。

別記様式第16号(第23条関係)

正

道路位置指定(変更・廃止)申請書

年 月 日			
(宛先) 栃木市長			
建築基準法第 条第 項第 号の規定による道路の位置の(指定・変更・廃止) を申請します。 この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。			
1 申請者住所・氏名	電話番号 [自署しない場合は、記名押印してください。] [法人の場合は、記名押印してください。]		
2 代理者住所・氏名	電話番号		
3 敷地の地名地番	栃木市		
4 関係土地地名地番	利 用 名	所有者 使用者 住所氏名	
※消防上次の意見を付します。 年 月 日			
※現地調査年月日			
※受付欄	※決裁欄	※指定番号	※指定年月日
		※告示番号	※告示年月日

注 ※印及び不要の欄は、記入しないこと。



道路位置指定(変更・廃止)通知書

※ 第 号 申請者氏名 様		
年 月 日付けで申請のあった道路の位置の(指定・変更・廃止)については、建築基準法第 条第 項第 号の規定により(指定・変更・廃止)する。		
年 月 日 栃木市長 		
1 申請者住所・氏名	電話番号	
2 代理者住所・氏名	電話番号	
3 敷地の地名地番	栃木市	
4 関係土地地名地番	利 用 名	所有者 使用者 住所氏名
※受 付 欄	※意 見	

注 ※印及び不要の欄は、記入しないこと。

別記様式第17号(第23条関係)

指 定
道 路 位 置 変 更 申 請 図
廃 止

縮尺	付近見取図	1/
	地籍図	1/
	構造図	1/

道路となる土地の地名地番 栃木市

指定道路幅員 m ・ 指定道路長さ m ・ 道路面積 m²
幅員 m ・ 延長 m ・ 関係土地面積 m²
合計開発面積 m²

※ 道路の位置の指定・変更・廃止申請							
告示年月日	年 月 日			指定年月日	年 月 日		
告示番号	第 号			指定番号	第 号		

承諾書	この図面のとおりに道路位置の指定・変更・廃止を承諾いたします。 年 月 日 申請者 様		申請者住所・氏名
	権利別	道路となる土地の地名地番	土地所有者・権利者住所・氏名・印
			印
			印
			印
備考			
図面作成者住所・氏名			
測量者住所・氏名			

(凡 例)

方位		都市計画路線	
標示杭の位置		既存道路	
塀(構造を記入のこと。)		指定された道路の位置及び建築線 (指定年月日及び番号を記入のこと。)	
主要出入口		廃止変更される道路の位置	
井戸		申請する道路の位置	
生垣		擁壁	
予定建築物(用途を記入のこと。)		高圧線	
既存建築物(用途を記入のこと。)		がけ	
敷地界		水路及び土揚敷	
地番界			
市町界			

- (注 意)
- 承諾書の「権利別」欄は、土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物について該当する権利をそれぞれ記入のこと。
 - 図面中に、地番、地目、権利別及び氏名をそれぞれ記入のこと。
 - 縮尺は、付近見取図1/3000位、地籍図1/300、1/600、構造図は1/50位とする。
 - 備考欄には、権利者の承諾に関連し特記すべき事項を記入のこと。
 - 申請の道路の幅員及び長さの単位は、メートル(小数点以下2位まで)とすること。
 - 付近見取図、道路構造図及び土地に高低差がある場合は、その断面図を記入すること。
 - 付近見取図、地籍図の方位は、一致させること。
 - 隣地境界又は測量の基点から申請道路までの距離を記入のこと。
 - 書類図面等のつなぎ合わせ目には、関係権利者全員の捺印をすること。
 - 土地所有者・権利者の印は実印とし、印鑑証明書を添えること。
 - ※印のある欄には、記入しないこと。

別記様式第1号（第4条関係）

（令6規則16・一部改正）

別記様式第2号（第5条関係）

別記様式第3号（第5条関係）

別記様式第4号（第5条関係）

別記様式第5号（第9条関係）

（平27規則48・平30規則42・令6規則16・一部改正）

別記様式第6号（第10条の2関係）

（令7規則25・追加）

別記様式第7号（第11条、第12条関係）

（令6規則16・一部改正、令7規則25・旧別記様式第6号繰下）

別記様式第8号（第13条関係）

（平28規則47・令6規則16・一部改正、令7規則25・旧別記様式第7号繰下）

別記様式第9号（第14条関係）

（令6規則16・全改、令7規則25・旧別記様式第8号繰下）

別記様式第10号（第14条関係）

（令6規則16・全改、令7規則25・旧別記様式第9号繰下）

別記様式第11号（第15条関係）

（令7規則25・旧別記様式第10号繰下）

別記様式第12号（第19条関係）

（令6規則16・全改、令7規則25・旧別記様式第11号繰下）

別記様式第13号（第20条関係）

（令6規則16・全改、令7規則25・旧別記様式第12号繰下）

別記様式第14号（第21条関係）

（令7規則25・追加）

別記様式第15号（第22条関係）

（令6規則16・一部改正、令7規則25・旧別記様式第14号繰下）

別記様式第16号（第23条関係）

（令6規則16・一部改正、令7規則25・旧別記様式第15号繰下）

別記様式第17号（第23条関係）

（令6規則16・全改、令7規則25・旧別記様式第16号繰下）